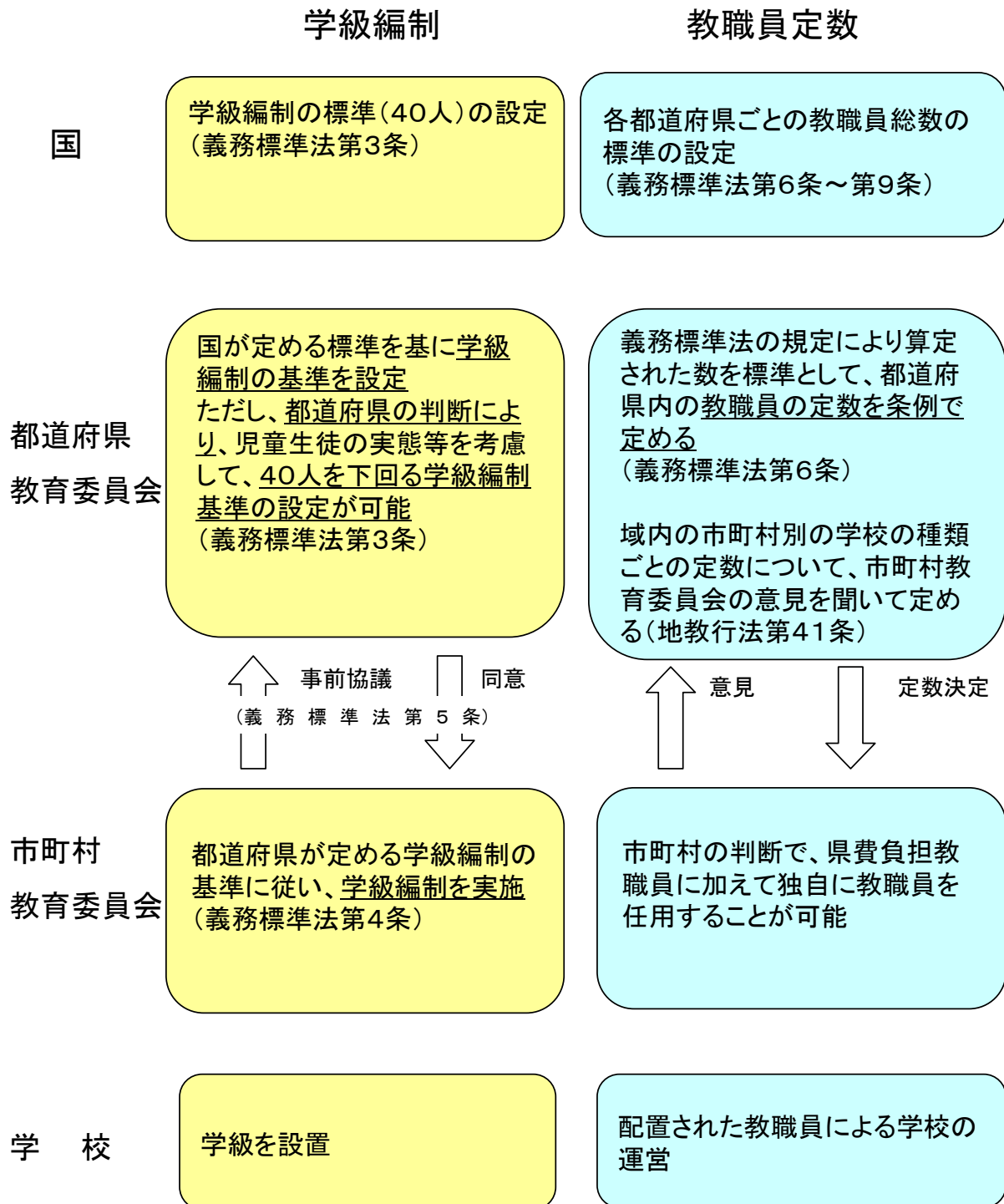
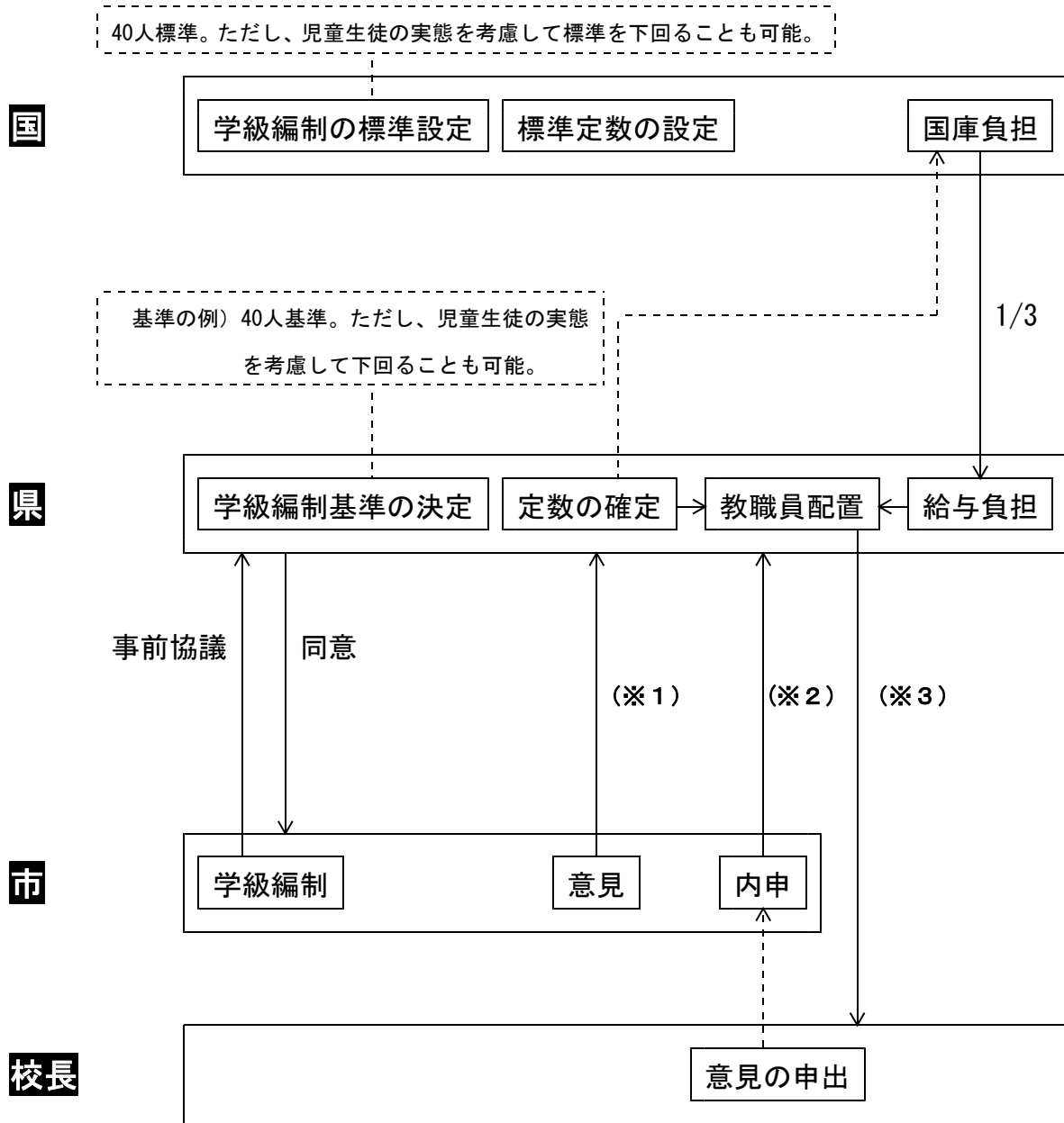


学級編制及び教職員定数に関する 国、地方の役割



(注)義務標準法...公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

学級編制及び教職員配置に関する制度の仕組み



(※1) 地教行法第41条第2項

・都道府県は域内の市町村別の学校の種類ごとの定数について、市町村教育委員会の意見を聞いて定める。

(※2) 地教行法第38条

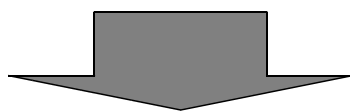
・都道府県は市町村教育委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免等を行う。
 ・同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づいて行う。

(※3) 市町村の判断で、県費負担教職員に加えて独自に教職員を任用することが可能。

学級編制の弾力化

【平成13年度～】（標準法改正）

都道府県教育委員会の判断により、児童生徒の実態等を考慮して、国の標準（40人）を下回る特例的な学級編制基準を設定することを可能とする。



【平成15年度～】（運用の弾力化）

都道府県教育委員会の判断により、児童生徒の実態等を考慮した特例的な場合に限らず、全県一律に国の標準の範囲内で一般的な学級編制基準を設定することが可能であることを通知。



【平成16年度～】（運用の弾力化）

都道府県教育委員会の判断により少人数学級を実施する場合について、関係する学校を研究指定校とすることにより、教育指導の改善に関する特別な研究が行われているものとして、加配定数を活用することが可能であることを通知。

平成20年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況について

編制人員 学年区分	30人	31～34人	35人	36～39人	実態に応じて実施	純計
小学校1・2学年	12県	3県	23道府県	2県	10府県	41道府県
3・4学年	—	1県	7県	1県	11府県	18府県
5・6学年	—	1県	8県	2県	10府県	19府県
中学校	5県	3県	19道府県	2県	12府県	35道府県
純計	13県	4県	32道府県	4県	12府県	46道府県

- ※ 1. 「実態に応じて実施」とは、地域や学校に応じ、児童生徒の実態を考慮して少人数学級を行っているものである。
2. 「純計」は、縦の区分(例えば小学校1・2学年と5・6学年)及び横の区分(例えば30人と実態に応じて実施)について複数実施している県数を除いた数である。

都道府県	校種	学年	概要
北海道	小	1・2年	学年2学級以上で、1学級の平均児童・生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	
青森県	小	1・2年	学年2学級以上の学校で33人以下学級
	中	1年	
岩手県	小	1・2年	35人以下学級
宮城県	小	1・2年	35人以下学級
	中	1年	
秋田県	小	1・2年	学年2学級以上の学校で30人程度学級
	中	1年	
山形県	小	全学年	学年児童数67人以上、学年2学級以上の学校で21～33人学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	学年生徒数67人以上、学年2学級以上の学校で21～33人学級又は少人数指導を学校長が選択(市町村教委からの要望)
福島県	小	1・2年	30人以下学級
		3～6年	30人程度を基準とした個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断)
	中	1年	30人以下学級
		2・3年	30人程度を基準とした個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断)
茨城県	小	1・2年	児童数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級
栃木県	中	全学年	35人以下学級
群馬県	小	1・2年	30人以下学級
埼玉県	小	1・2年	児童生徒の実態を考慮した35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	児童生徒の実態を考慮した38人以下学級(市町村教委からの要望)
千葉県	小	1・2年	38人以下学級
	中	1年	
神奈川県	小・中	全学年	研究指定校による35人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も対象、市町村教委からの要望)
			児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
新潟県	小	1・2年	32人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も含む。市町村教委からの要望)
	中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
富山県	小	1・2年	研究指定校において35人以下学級
石川県	小	1・2年	1学級の平均児童数が35人を超える学年で35人以下学級又はT・Tを学校長が選択
	中	1年	平均生徒数が35人を超える場合に35人以下学級(学校長が選択)
福井県	小	5・6年	36人以下学級
		1年	30人以下学級
	中	2・3年	35人以下学級
山梨県	小	1・2年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
長野県	小	1～4年	35人以下学級
		5・6年	35人以下学級(市町村教委からの要望)
岐阜県	小	1・2年	学年2学級以上で、35人以下学級
静岡県	中	1年	学年3学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
愛知県	小・中	全学年	研究指定校において35人以下学級
			児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)

三重県	小	1・2年	30人編制下限25人(学年児童数73~80人、及び97人以上が対象)
	中	1年	35人編制下限25人
	小・中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
滋賀県	小	1~3年	35人以下学級
	中	4~6年	児童の実態や教育課題を考慮し、少人数指導またはいずれか1つの学年での35人以下学級を学校長が選択
	中	1年	35人以下学級
京都府	小・中	全学年	少人数教育を実施するために特に必要がある場合に30人程度の学級編制
	小	1・2年	35人以下学級
大阪府	小・中	全学年	1学級当たり児童生徒数が35人を超える特定の学年で個別の実情を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
兵庫県	小	1~4年	研究指定校において35人以下学級(市町村教委からの要望)
	小・中	小1~4年以外	学級編制の弾力化による少人数教育を実践する研究指定校で実施
奈良県	小	1~3年	研究指定校において少人数学級を実施
	中	1年	
和歌山県	小	全学年	研究指定校において学年3学級以上の学校で35人以下学級、学年2学級の学校で38人以下学級
	小	1・2・6年	研究指定校において学年単学級の学校で38人以下学級
	中	全学年	研究指定校において35人以下学級
鳥取県	小	1・2年	30人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	33人以下学級(市町村教委からの要望)
島根県	小	1・2年	1学級当たり児童数が31人以上の学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
岡山県	小	5・6年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	全学年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(3・4学級は市町村教委からの要望)
広島県	小	1・2年	学年3学級以上の学校で35人以下学級
山口県	小	1・2年	学年3学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	3~6年	35人以下学級(市町村教委からの要望)
	全	学年	35人以下学級(中2・3年生は市町村教委からの要望)
徳島県	小	1・2年	35人以下学級
	中	1年	
香川県	中	全学年	学年生徒数106人以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
愛媛県	小	1年	35人以下学級
	中	2~6年	児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
	全	学年	生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
高知県	小	1~4年	研究指定校において少人数学級を実施
	中	全学年	
福岡県	小	全学年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で研究指定校において少人数学級を実施
	中	1年	(市町村教委からの要望)
佐賀県	小	1・2年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で35人以下学級又はT・Tを市町村教委が選択
長崎県	小	1年	30人以下学級(教室不足等により実施できない場合を除く。)
	中	2・6年	35人以下学級(教室不足等により実施できない場合を除く。)
	中	1年	
熊本県	小	1・2年	35人以下学級
大分県	小	1・2年	30人以下学級(20人下限)
	中	1年	
宮崎県	小	1・2年	学年児童数が31~35人を除いた学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	モデル校で30人学級、35人学級を試行
	小・中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
鹿児島県	小	1・2年	学年児童数36人以上の学校で30人以下学級
	中	1年	生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校で研究指定校において35人以下学級
沖縄県	小	1年	児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で30人学級編制(下限25人)及び35人学級編制
	中	2年	児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で35人学級編制

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導等の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える問題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているもの。

加配事項	内 容
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなど きめ細かな指導方法改善
通級指導対応 (法15条2号)	比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級 指導対応
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に 応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応
主幹教諭の配置 (法15条3号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応
研修等定数 (法15条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善 研究対応
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応
事務職員 (法15条4号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応